

第 3 号議案

東地域及び中西地域の広域連系系統に係る計画策定プロセス期間中における 系統アクセス業務の取扱いについて

(案)

東地域（北海道～東北～東京間）及び中西地域（関門連系線、中地域）の広域連系系統に係る計画策定プロセス期間中において、広域系統整備計画の策定内容により対策内容が変わる可能性のある系統アクセス業務の取扱いについては、業務規程第 64 条に基づき、別紙 1 のとおりとし、別紙 2 により、本取扱いについて関係する一般送配電事業者に通知する。

なお、本取扱いの目的や周知方法などについては以下のとおり。

1. 取扱いを定める目的

計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するため

2. 取扱い対象の系統アクセス業務

計画策定プロセスにおける広域系統整備計画の策定内容により、対策内容が変わる可能性のある系統アクセス業務

3. 取扱いを行う期間

2022 年 8 月 24 日から、業務規程第 60 条に規定する広域系統整備計画の策定までを基本とする

4. 取扱い内容

別紙 1 のとおり

5. 周知方法

本取扱いについて、すみやかに本機関および関係する一般送配電事業者のウェブサイトへ掲載（2022 年 8 月 24 日予定）

上記に加え、計画策定プロセスの基本要件の決定後においては、基本要件で決定した内容を把握できるよう、本機関および関係する一般送配電事業者のウェブサイトへ掲載

6. その他

本機関は、関係する一般送配電事業者に対し、当該計画策定プロセスの検討において必要な場合には、本取扱いの状況等について情報提供を求める

7. 関係する一般送配電事業者

〔東地域〕

北海道電力ネットワーク株式会社

東北電力ネットワーク株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社

〔中西地域〕

中部電力パワーグリッド株式会社

北陸電力送配電株式会社

関西電力送配電株式会社

中国電力ネットワーク株式会社

四国電力送配電株式会社

九州電力送配電株式会社

以 上

【添付資料】

別紙 1：計画策定プロセス期間中における系統アクセス業務の取扱いについて

別紙 2：通知文書

【参考：業務規程第 64 条（抜粋）】

（計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い）

第 6 4 条

本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に通知する。

東地域（北海道～東北～東京間）の連系線増強に係る計画策定プロセス期間中における系統アクセス業務の取扱いについて

1. 対象とする系統アクセス業務

北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域全域（離島等除く）において、高圧又は特別高圧の送電系統への連系等を希望する系統連系希望者からの申込みにおける系統アクセス業務のうち、計画策定プロセスにおける「広域系統整備計画の策定内容により、回答内容が変わる可能性のある系統アクセス業務」。

なお、広域系統整備計画の策定内容により系統アクセス業務の回答内容が変わらないことが明らかである場合は対象外とする。

2. 「広域系統整備計画の策定内容により、回答内容が変わる可能性のある系統アクセス業務」の判断基準

- (1) 「本取扱い適用開始」から「基本要件の決定」までの期間
 - ・電源線を除く広域連系系統の工事が必要になる場合
- (2) 「基本要件の決定」から「広域系統整備計画の策定」までの期間
 - ・基本要件で決定した広域連系系統の増強の有無により、検討結果が異なる場合

3. 系統アクセス業務の取扱いについて

広域系統整備計画の策定内容により、系統アクセス業務の回答内容が変わる可能性がある場合は、検討条件の前提等を系統連系希望者へ説明したうえで、暫定的な回答等を行うものとし、各期間における取扱いは下表のとおりとする。

期 間	「本取扱い適用開始(2022年8月24日)」から 「基本要件の決定」まで		「基本要件の決定」から 「広域系統整備計画の策定」まで	
項目	検討条件	系統アクセス業務の 回答	検討条件	系統アクセス業務の 回答
事前相談 接続検討	・計画策定プロセスによる広域連系系統の増強は前提としない	・以下のただし書きを付して回答 <ただし書き> 「基本要件の決定」以降の契約申込みの場合、検討条件や回答内容が変わる可能性がある	・基本要件で決定した広域連系系統の増強を前提とする	・暫定的な回答 ^{※2}
契約申込み		・連系承諾の回答 ただし、計画策定プロセスに与える影響が大きい場合 ^{※1} は、「基本要件の決定」後の系統アクセス業務の取扱いに準ずる		・暫定的な回答 ^{※2} を行い、広域系統整備計画の策定後に連系承諾することを原則に取扱いについては、都度、本機関と確認・協議する ^{※3}

※1 「基本要件の決定」直前の申込みの場合、対策候補案の規模を超える大規模電源の申込みの場合や、対策候補案の規模を超える電源接続案件一括検討プロセスが開始（同プロセス開始によって送電系統の暫定的な容量を確保）される場合等。

※2 契約申込みに対する連系承諾は「広域系統整備計画の策定」後になることを付して回答する。

※3 下記の考えを基本に、個々の案件の取扱いを本機関と確認・協議する。
・開始した電源接続案件一括検討プロセスについては、既に検討の前提（暫定的に容量確保済み）としているため広域系統整備計画の策定前であっても連系承諾可能とする。
・なお、広域系統整備計画で策定した対策が基本要件で決定した対策から変更となり、アクセス検討の回答内容が変わった場合には、変更後のアクセス検討結果に基づき連系承諾する。

中西地域（関門連系線、中地域）の連系線増強に係る計画策定プロセス期間中における系統アクセス業務の取扱いについて

1. 対象とする系統アクセス業務

中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社の供給区域全域（離島等除く）において、高圧又は特別高圧の送電系統への連系等を希望する系統連系希望者からの申込みにおける系統アクセス業務のうち、計画策定プロセスにおける「広域系統整備計画の策定内容により、回答内容が変わる可能性のある系統アクセス業務」。

なお、広域系統整備計画の策定内容により系統アクセス業務の回答内容が変わらないことが明らかである場合は対象外とする。

2. 「広域系統整備計画の策定内容により、回答内容が変わる可能性のある系統アクセス業務」の判断基準

(1) 「本取扱い適用開始」から「基本要件の決定」までの期間

- ・電源線を除く広域連系系統の工事が必要になる場合

(2) 「基本要件の決定」から「広域系統整備計画の策定」までの期間

- ・基本要件で決定した広域連系系統の増強の有無により、検討結果が異なる場合

3. 系統アクセス業務の取扱いについて

広域系統整備計画の策定内容により、系統アクセス業務の回答内容が変わる可能性がある場合は、検討条件の前提等を系統連系希望者へ説明したうえで、暫定的な回答等を行うものとし、各期間における取扱いは下表のとおりとする。

期 間	「本取扱い適用開始(2022年8月24日)」から 「基本要件の決定」まで		「基本要件の決定」から 「広域系統整備計画の策定」まで	
項目	検討条件	系統アクセス業務の 回答	検討条件	系統アクセス業務の 回答
事前相談 接続検討	・計画策定プロセスによる広域連系系統の増強は前提としない	・以下のただし書きを付して回答 ＜ただし書き＞ 「基本要件の決定」以降の契約申込みの場合、検討条件や回答内容が変わる可能性がある	・基本要件で決定した広域連系系統の増強を前提とする	・暫定的な回答※ ²
契約申込み		・連系承諾の回答 ただし、計画策定プロセスに与える影響が大きい場合※ ¹ は、「基本要件の決定」後の系統アクセス業務の取扱いに準ずる		・暫定的な回答※ ² を行い、広域系統整備計画の策定後に連系承諾することを原則に取扱いについては、都度、本機関と確認・協議する※ ³

※1 「基本要件の決定」直前の申込みの場合、対策候補案の規模を超える大規模電源の申込みの場合や、対策候補案の規模を超える電源接続案件一括検討プロセスが開始（同プロセス開始によって送電系統の暫定的な容量を確保）される場合等。

※2 契約申込みに対する連系承諾は「広域系統整備計画の策定」後になることを付して回答する。

※3 下記の考えを基本に、個々の案件の取扱いを本機関と確認・協議する。
・開始した電源接続案件一括検討プロセスについては、既に検討の前提（暫定的に容量確保済み）としているため広域系統整備計画の策定前であっても連系承諾可能とする。
・なお、広域系統整備計画で策定した対策が基本要件で決定した対策から変更となり、アクセス検討の回答内容が変わった場合には、変更後のアクセス検討結果に基づき連系承諾する。